

居宅介護支援事業

(介護保険法指定事業)

「いつまでも、自分らしく暮らしたい…」

身近な方に介護が必要になった時、介護支援専門員(ケアマネジャー)がお身体の状態や生活スタイルに合わせたケアプランを作成します。

- 1 介護についての相談を受け、対応します。相談は電話・訪問・来所のいずれでも大丈夫です。
秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。
 - 2 介護サービスを受けるには、市へ要介護認定の申請が必要です。
要介護認定の申請手続きや、更新認定の申請を代行します。
 - 3 お身体の状態やご希望・ご要望に合わせて、介護サービス・事業所の情報を提供します。
 - 4 介護サービス計画(ケアプラン)の作成やサービス利用に伴う様々な支援を継続的に行います。
お身体の状態が変わったり生活の中で新たな困りごとがないか把握するために、サービス事業所との連携を図り、必要に応じてケアプランの見直しを行います。
- ※ ケアプラン作成の費用は全額介護保険から支払われるため、自己負担はありません。



☎ 0243-24-7786
FAX 0243-24-5901